

「リスク管理・危機対応規程」の新規制定について

参考資料 1

背景

本年6月のNTC床剥離事故の発生を契機に、現行の「リスク管理規程」及び「危機管理規程」の見直しを行うことを決定

主な課題

- ① 規程・リスクマネジメントガイド上の「危機」として、主にセンターが被害を受ける自然災害等が想定されており、センターの施設が原因で利用者等に損害を与えてしまう事案や、風評被害による損失等が「危機」として認識されづらいこと
- ② 「リスク管理」と「危機管理」の定義が不明確であること

見直しの 主なポイント

◆「リスク」、「リスク管理」、「危機」、「危機対応」の定義を明確化（新規程案 第2条）

- ・「リスク管理」は、“平時におけるリスクを最小化する活動”として整理
- ・「危機管理」は、「危機対応」へと用語を変更の上、“危機発生後の緊急時対応”として整理
- ・「危機」の定義において、「施設利用者等」を含め、また、「重大な被害」を「重大な損害」に変更

◆現行の「リスク管理規程」・「危機管理規程」を、「リスク管理・危機対応規程」として一本化し新規制定

◆危機発生時の通報フローの見直し（新規程案 第8条）

※上記に伴い、「リスク管理・危機対応ガイド」（現：リスクマネジメントガイド）の改正も準備中